相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県須坂市大字仁礼三三五番地七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙柳　達夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月一日

長野県長野市篠ノ井会二三三―一竹内ビル二階福本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　福本　昌教

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市北安東五丁目一二四八番地三、最後の住所静岡市葵区羽高一八番地　羽高団地一五棟四五八号　被相続人　亡　堀内　泰男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月一日

静岡市清水区辻一丁目二番一号　えじりあ二〇三号　中央法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大瀧　友輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市菊川町大字吉賀一三七三番地、最後の住所静岡県浜松市南区三新町九一番地の一　被相続人　亡　岡田　秀憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月一日

事務所静岡県浜松市中区栄町二番地　石塚・村松法律事務所　相続財産管理人　弁護士　石塚　尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道伊達市末永町一〇六番地、最後の住所静岡県伊東市八幡野一〇二七番地　伊豆高原ゆうゆうの里C五〇三号　被相続人　亡　岡本　エミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月一日

静岡県沼津市三園町一三番四五号文化図書第三ビル二階　東静法律事務所　相続財産管理人　弁護士　本多　孝士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県小牧市大字舟津九四七番地一〇、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　下萩　敏明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月一日

愛知県名古屋市中区錦二丁目三番一一号ニシキ二一ビル八階隼綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　重長　孝志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県愛西市町方町南堤外一三一番地一〇、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　横井　義行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月一日

愛知県半田市宮路町一五一番地の三四　相続財産管理人　司法書士　吉岡　正裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区油小路通今出川下る東今町三八一番地、最後の住所京都市上京区今出川通大宮東入二丁目西船橋町三三六番地ライオンズマンション京都西陣三〇二号　被相続人　亡　安田　耕司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月一日

京都市中京区壬生檜町六番二エスティハウス西院二〇一　みぶ総合司法書士事務所　相続財産管理人　司法書士　中西　真弓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市長州字大門九八番地、最後の住所大阪府河内長野市美加の台五丁目二二番一号　被相続人　亡　小林　哲二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月一日

大阪府堺市堺区戎島町四丁四五番地一ポルタス・センタービル一二階　堺みなと法律事務所　相続財産管理人　弁護士　唐崎　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市旭区赤川一丁目一二五〇番地、最後の住所大阪市旭区高殿二丁目八番三八―一二〇八号　被相続人　亡　上月　一弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月一日

大阪市北区西天満四丁目一番一五号西天満内藤ビル五〇二号　相続財産管理人　川﨑　壽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市灘区水道筋六丁目一一番地一七、最後の住所兵庫県宝塚市小林四丁目七番四五―七―一〇五号　被相続人　亡　髙木　昌子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月一日

兵庫県西宮市六軒町二番一七―五〇七号、事務所兵庫県宝塚市伊子志三丁目一五番四九号田中ビル二F　相続財産管理人　司法書士　菊山　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市中区倉田六五八番二地、最後の住所奈良県大和郡山市椎木町七六九番地三　奈良厚生会病院　被相続人　亡　齊藤　忠親

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月一日

奈良県奈良市二条町二丁目七番一四号司法書士かみもと事務所　相続財産管理人　司法書士　嘉味本博幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市南区当新田四七九番地、最後の住所岡山県真庭市向津矢三九四番地一戸田アパート二―東　被相続人　亡　穐田　裕介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月一日

事務所岡山県真庭市福田三五五番地九二　相続財産管理人　中川愼太郎

第２期決算公告

平成26年10月1日　さいたま市岩槻区笹久保2059番地
花菱縫製株式会社
代表取締役　野中　雅彦

貸借対照表の要旨　（平成26年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,322,551	流動負債	1,130,764
固定資産	1,155,603	固定負債	1,546,344
		（退職給付引当金）	(120,437)
		負債合計	**2,677,108**
		株主資本	801,046
		資本金	80,000
		資本剰余金	520,000
		資本準備金	295,000
		その他資本剰余金	225,000
		利益剰余金	201,046
		その他利益剰余金	201,046
		（うち当期純利益）	(201,658)
		純資産合計	**801,046**
資産合計	**3,478,155**	**負債・純資産合計**	**3,478,155**